

# 学士課程 入学者用 入学料免除申請及び入学料納付チャート

## 入学料免除（徴収猶予）の申込

（学士課程・編入学者以外）

【参考】本学WEBサイト > 教育・学生支援・学生活動 > 経済的支援・各種奨学金 > 修学支援新制度（学士課程学生対象） > 入学料免除（徴収猶予）の申込（学士課程・編入学者以外）



【担当】 学務部学生支援課学生支援係（角間キャンパス本部棟 2階）  
受付時間：平日9:00-17:00  
Mail：stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp

## 【修学支援新制度】

日本学生支援機構の給付型奨学金及び入学料・授業料減免による国の経済支援制度です。  
入学料・授業料の減免を希望する学生は給付型奨学金に申込み、支援対象者として採用される必要があります。  
Ⅰ（満額支援）、Ⅱ（満額の2/3の支援）、Ⅲ（満額の1/3の支援）、Ⅳ（満額の1/4の支援）の支援区分がありますが、Ⅰ～Ⅳに該当しない場合でも「多子世帯」に該当する場合は授業料等が無償化されます。

※貸与型奨学金のみの利用者は、入学料の納付が必要です。

「修学支援新制度について」、「進学資金シミュレーターの実施方法」、「進学届の提出方法」及び「修学支援新制度の申込方法」は、本学Webサイトを確認してください。

【参考】本学WEBサイト > 教育・学生支援・学生活動 > 経済的支援・各種奨学金 > 修学支援新制度（学士課程学生対象）



高校等で日本学生支援機構『給付型奨学金』の予約採用を申し込んだ

YES

給付型奨学金の奨学生採用候補者に決定された

YES

### 修学支援新制度対象者

- ★入学手続き期間中に入学料を納付する必要はありません。
- ★新制度に採用後、支援区分に応じて入学料を納付してください。多子世帯に該当している場合は無償化されます。
- ★入学後4月に『進学届』の手続きをしてください。

【参考】  
本学WEBサイト  
『進学届』の提出



### 修学支援新制度対象外

入学手続き期間中に入学料を納付してください。  
ただし、多子世帯に該当している場合は、無償化されますので、入学料を納付せず、入学後に再度新制度（在学採用）に申し込んでください。

【参考】  
本学WEBサイト  
『在学採用』



NO

「進学資金シミュレーター」の結果、修学支援新制度の対象者と判定された 又は多子世帯に該当

YES

### 修学支援新制度に申込可能

【入学後4月に新制度に申し込む場合】  
入学手続き期間中に入学料を納付する必要はありません。採用後、支援区分に応じて入学料を納付してください（不採用者は全額納付）。多子世帯に該当している場合は無償化されます。

【入学後4月に新制度に申し込まない場合】  
入学手続き期間中に入学料を納付してください。

【参考】本学WEBサイト『在学採用』



NO

### 修学支援新制度対象外

新制度（在学採用）に申し込んでも不採用の可能性が高いです。申し込まない場合は入学手続き期間中に入学料を納付してください

### 外国人留学生を含む修学支援新制度対象外者は 本学独自の入学料免除（徴収猶予）に申込可能

- ★申請要件が限られているため、申請要項を確認すること。
- ★申し込む場合、入学手続き期間中に入学料を納付する必要はありません。
- ★申し込まない場合、入学手続き期間中に入学料を納付してください。

大規模災害により家計が急変した学生は本学独自の入学料免除に申請可能

★入学料免除を申し込む場合、入学手続き期間中に入学料を納付する必要はありません。

★修学支援新制度対象者（支援区分が第Ⅰ区分に認定済みの者及び多子世帯の者を除く）も追加で申請が可能です。

★入学料免除を申し込まない場合、入学手続き期間中に入学料を納付してください。